

## 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期目標期間 (令和4年度～令和7年度) の終了時の検討について

### 1 趣旨

地方独立行政法人法は、中期目標の期間の終了時までに、設立団体の長が、地方独立行政法人の業務の継続の必要性等について検討を行い、その結果に基づく措置を講ずることを定めている。

また、上記の検討を行うに当たって評価委員会の意見を聴くこと、上記の検討結果及びその結果に基づく措置の内容を公表することを定めている。

#### ○地方独立行政法人法

##### (中期目標の期間の終了時の検討)

第三十条 設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時までに、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

### 2 検討結果に基づく措置について

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期目標期間（令和4年度～令和7年度）の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果において、地方独立行政法人としての役割を果たしていることから、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止を講ずる必要はなく、引き続き業務を継続する。

#### ○地方独立行政法人香取おみがわ医療センター中期目標期間（令和4年度～令和7年度）の終了時に見込まれる業務実績に係る評価結果

全体評価結果：B（概ね計画どおりに進んでいる）